

太田協立診療所 訪問リハビリテーション事業所

運営規程

(事業の目的)

第1条

1. 群馬中央医療生活協同組合が開設する太田協立診療所訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士（以下「従事者」という。）が主治医に訪問リハビリテーションの必要性が認められた要支援状態または要介護状態にある高齢者（以下「要支援・要介護者」という。）に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

1. 事業所の従事者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、訪問リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
2. 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び強力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条

1. 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - 一 名称 太田協立診療所 訪問リハビリテーション事業所
 - 二 所在地 〒373-0808 群馬県太田市石原町927番地

(事業者の職種、員数及び職務内容)

第4条

1. 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - 一 医師 1名
医師は要支援者および要介護者の全身状況を把握し、必要な指示を行う。
 - 二 理学療法士／作業療法士 2名以上
理学療法士及び作業療法士は訪問リハビリテーション計画に基づき、リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条

1. 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月30日から1月3日までの間は除く
 - 二 営業時間 午前8時30～午後5時00分までとする。

(訪問リハビリテーションの内容)

第6条

1. 訪問リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。
 - 一 機能訓練(リハビリテーション)
 - 二 家屋改修の相談
 - 三 健康チェック
 - 四 介護相談
 - 五 活動・参加に資する援助
 - 六 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条

1. 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。
 - 一 介護保険を利用する場合、介護報酬告示上の額とし、訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、**介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額**とする。
 - 二 医療保険を利用する場合、利用者の負担割合による額とする。
2. 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

訪問リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるもの、及び機能訓練を提供する上で必要とする材料に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。この場合は、事前に利用者又は家族にその内容を説明し、同意を頂くこととする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

1. 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

太田市、大泉町、邑楽町、栃木県足利市

(衛生管理等)

第9条

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおお

むね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第10条

1. 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族、介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
2. 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3. 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第11条

1. 管理者は、提供した訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を配置し、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(個人情報保護)

第12条

1. 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。
2. 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条

1. 利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ・その他虐待防止のために必要な措置
2. サービスの提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第14条

1. サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。
2. やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（業務継続計画の策定等）

第15条

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第16条

1. 事業所は、従事者の質の向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後 1ヶ月
 - 二 継続研修 年1回以上
2. 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 事業所は、従業者であったものに業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は群馬中央医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規則は2010年6月1日から施行する。

2025年4月1日改訂